

# 平成24年度分から国民健康保険税の税率が変更になります

健康保険の医療給付費などにかかる費用は、医療費の総額から国や県からの補助金などを除いた金額を、加入者の保険税で賄うのが健康保険制度の基本です。

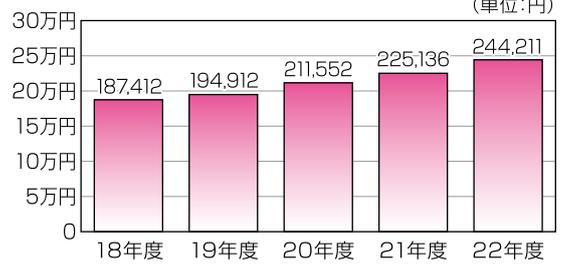
しかし、健康保険の歳出は医療の高度化や高齢者の増加等により毎年増え続けており(表1参照)、一方収入においては、長引く景気の低迷等により、課税額が減り続けている状況(表2参照)にあります。

このような状況の中、笠間市では平成20年の税率改定後据え置きしていた国民健康保険税の税率を改定することとなりました。本来であれば、不足分を税率改定で補うものでありますが、税率改定と一般会計からの繰り入れを併せて行うことにより、被保険者の負担を最小限に抑えることとしました。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

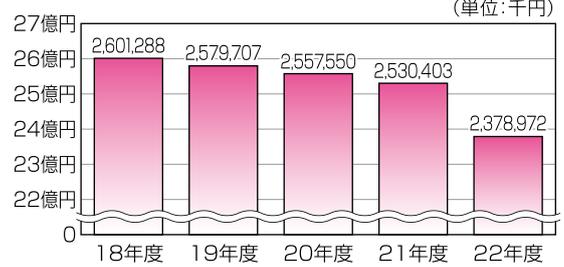
## ●国民健康保険税率の改定内容(年額)

| 区分                     | 現行  | 改定後             | 引上率・額           |        |
|------------------------|-----|-----------------|-----------------|--------|
| 医療者対象<br>(全被保険者対象)     | 所得割 | 前年の基準総所得額×7.2%  | 前年の基準総所得額×7.7%  | 0.50%  |
|                        | 均等割 | 加入者1人につき23,100円 | 加入者1人につき24,800円 | 1,700円 |
|                        | 平等割 | 1世帯につき21,000円   | 1世帯につき24,000円   | 3,000円 |
| 後期高齢者支援金分<br>(全被保険者対象) | 所得割 | 前年の基準総所得額×2.5%  | 前年の基準総所得額×2.55% | 0.05%  |
|                        | 均等割 | 加入者1人につき7,700円  | 加入者1人につき7,700円  | —      |
|                        | 平等割 | 1世帯につき6,600円    | 1世帯につき6,600円    | —      |
| 介護分<br>(40歳〜64歳対象)     | 所得割 | 前年の基準総所得額×2.2%  | 前年の基準総所得額×2.2%  | —      |
|                        | 均等割 | 加入者1人につき12,000円 | 加入者1人につき12,000円 | —      |

(表1) 一人あたり医療費の推移



(表2) 笠間市の課税額の推移



## ◎医療費は毎年増え続けています。

- ・年に一度は特定健診を受け、生活習慣病を予防しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関で受診していませんか？重複受診は費用がかかるばかりでなく、投薬や注射などを繰り返すことによって、体への負担や、副作用も心配されます。
- ・ジェネリック医薬品は厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品で、先発医薬品よりも安値で販売されています。
- ・国保税は必ず納期限内に納付しましょう。納期限内であればコンビニエンスストアでの納付も可能です。また、国保税の納付は便利な口座振替をお勧めします。

## 問合せ

保険年金課 内線139・140  
笠間支所市民窓口課 内線72123  
岩間支所市民窓口課 内線73183

平成24年2月28日(火)に開催された平成24年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成24年度および平成25年度の後期高齢者医療保険料率および賦課率および賦課限度額が決定されました。

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っていただきます。

医療給付費の増加と後期高齢者負担率(保険料の負担割合)の上昇にともない決定されました。

**平成24年度および平成25年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました**

## ●後期高齢者医療保険料率の改定内容(年額)

|                | 平成22・23年度(現行) | 平成24・25年度(改定後) | 引上率・額   |        |
|----------------|---------------|----------------|---------|--------|
| 保険料            | 均等割額          | 37,462円        | 39,500円 | 2,038円 |
|                | 所得割率          | 7.60%          | 8.00%   | 0.4%   |
| 保険料の賦課限度額(上限額) | 50万円          | 55万円           | 5万円     |        |

※保険料率(均等割額・所得割率)は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

## 市民の皆さんの住まいにあった防犯対策を助成します

**対象者** 市内に住所を有している世帯の世帯主または世帯を構成する方のどちらか  
 ※市税を完納していることが助成の条件です。

**助成対象** 居住する住宅に対し、居住者が平成23年3月1日以降、玄関・窓等に行った防犯対策で、かかった費用が5,000円以上のもの

**助成金額** 取り付けや交換等にかかった費用が5,000円以上でそのかかった費用の1/2（100円未満切捨て）を助成。ただし、助成金の上限は20,000円で、1世帯1回のみ助成。

**申請方法** 次の書類を、市役所（本所）市民活動課へ提出してください。

- (1) 笠間市住まいの防犯対策助成申請書
- (2) 防犯対策の内容およびその施工日または購入日が記載された領収書（原本）
- (3) 施工写真（完成写真）
- (4) 製品等を確認できるカタログ等（コピー可）

### 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請は1世帯1回限りです。防犯対策は、住まいの状況を踏まえ行いましょう。
- (2) 賃貸住宅にお住まいの方が行う場合は、必ず所有者の同意を得てください。管理組合、管理者、オーナーが行ったものは対象となりません。
- (3) 事務所や事業所は対象となりません。
- (4) 職員が現地調査を行う場合があります。
- (5) この制度を利用した防犯対策で生じたトラブル、取り付け後の盗難等による損害については、市は一切その責任を負いません。
- (6) 新築等により設置した場合は、対象となりません。

**申請期限** 平成25年3月15日（金）

※ただし、先着順とし予算がなくなり次第終了となります。

**問** 市民活動課（内線135）

### 【助成の対象となる防犯対策】

| 場 所          | 実 施 内 容                   |
|--------------|---------------------------|
| 玄 関          | 1 防犯性能の高い錠の取り付けまたは交換      |
|              | 2 補助錠の取り付けまたは交換           |
|              | 3 サムターンカバーの取り付けまたは交換      |
|              | 4 カム送り防止具の取り付けまたは交換       |
|              | 5 ガードプレートの取り付けまたは交換       |
| 窓            | 1 防犯フィルムの貼り付け             |
|              | 2 防犯ガラスへの交換               |
|              | 3 補助錠の取り付けまたは交換           |
|              | 4 面格子の取り付けまたは交換           |
|              | 5 ガラス破壊センサーの取り付けまたは交換     |
| 屋 外<br>(敷地内) | 1 センサー付ライトの取り付け           |
|              | 2 センサー付アラームの取り付け          |
|              | 3 防犯カメラの取り付け（玄関外側への設置を含む） |
| その他※         | 1 自転車・自動二輪車等のツーロックの取り付け   |
|              | 2 自動車のハンドルロックの取り付け        |

※その他1・2の取り付けは、玄関・窓・屋外の防犯対策と合わせて行った場合のみ助成の対象となります。

### 【助成の対象にならないもの】

- 1 防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス、門灯等）
- 2 警備会社の委託契約
- 3 護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）
- 4 屋内のセンサーライト、屋内のセンサーアラーム

### 個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額（100円未満切捨て）

||

均等割額 39,500円

+

所得割額 (賦課のもととなる金額) × 8.00%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※世帯（被保険者と世帯主）の総所得に応じて均等割額が軽減されます。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

### 問合せ

☆平成24年度の保険料額については、7月中旬以降に保険年金課から送付される「平成24年度 後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書」をご確認ください。  
 ☆平成24年4月・6月・8月に年金から天引きされる保険料は、原則として平成24年2月の金額と同額となります。

保険料の計算 ☎ 029-1309-1213

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課

保険料の納付 ☎ 0296-77-1101

（内線141・142）笠間市役所 保険年金課